

【よくある質問】 志賀町住まい再建支援金

Q1 罹災証明書では同じ世帯だった者のうち、一部の者が世帯分離し住家を新築しました。一方、被災した住家は残った世帯員が生活続けるために補修しています。この場合、2世帯とも支援金を申請することが可能ですか。

可能です。

罹災証明書に記載のある構成員がその後世帯分離して別々の住まいを再建した場合、世帯ごとに支援金の申請をすることができます。この場合、申請する世帯ごとに再建先住所で登録された住民票の添付が必要です。

Q2 被災住家を増築して、増築部分に独立した世帯が生活できる設備を備えた場合、「建設・購入」として申請することは可能ですか。

可能です。

ただし、増築部分に居室、台所、風呂及び便所が全て新設されている場合に限ります。これらの一部を欠いている場合は「補修」として申請することが可能です。

Q3 中古住宅を500万円以上で購入し、さらに300万円以上の補修を施した場合、「建設・購入」と「補修」の両区分で重複して申請することは可能ですか。

不可能です。

同一住家に対して「建設・購入」と「補修」の両区分で重複して申請することはできません。「建設・購入」と「補修」の両区分の要件を満たしている場合には、自己負担のより大きい区分で申請してください。

Q4 中古住宅を500万円未満で購入したのち補修を施し、購入費用と補修費用を合算して500万円以上になった場合、「建設・購入」として申請することは可能ですか。

不可能です。

「建設・購入」として申請するためには購入費用のみで500万円以上を負担していることが必要です。この場合、補修費用のみで300万円以上を要している場合は「補修」として申請することが可能です。

Q5 中古住宅を安価で購入したのち300万円未満の費用で補修を施し、これらの総額が300万円以上になった場合、「補修」として申請することは可能ですか。

不可能です。

購入費用が500万円未満、補修費用が300万円未満の場合は、いずれの申請対象にもなりません。

Q6 外構工事などは再建に要した費用に含めることができますか。

塀、門、庭などの外構工事や車庫、納屋などの工事は、再建に要した費用の総額に含めることはできません。ただし、建物下の地盤復旧工事など住家再建の前提となる工事は費用に含めることができます場合がありますので、詳しくは環境安全課までご相談ください。

Q7 「志賀町被災住宅耐震改修等工事補助金」と「志賀町被災宅地等復旧事業補助金」を活用して住まいを再建しました。この際に生じた自己負担分(補助金交付額を控除した額)を再建に要した費用として申請することはできますか。

可能です。ただし、「志賀町被災宅地等復旧事業補助金」の自己負担分については、建物下の地盤復旧等住家の再建の前提となる工事に係る自己負担分のみを再建に要した費用に算入することができますのでご注意ください。

Q8 「志賀町被災浄化槽復旧事業補助金」を活用して、自宅の浄化槽を修繕しました。この際に生じた自己負担分（補助金交付額を控除した額）を再建に要した費用として申請することはできますか。

可能です。

Q9 「23歳未満の子等」とはどのような人のことですか。

「23歳未満の子等」とは、申請日が属する年度の末日において23歳未満である人のことです。したがって、令和7年度中に申請する場合は、令和8年4月2日以降に23歳の誕生日を迎える人（平成15年4月2日以降に生まれた人）が「23歳未満の子等」にあたります。また、「23歳未満の子等」には、子だけでなく甥、姪や孫なども同じ世帯に属していれば該当します。

Q10 23歳未満の子等を扶養しているが、就学等の事情で別世帯になっている。この場合、「子育て世帯」として申請することは可能ですか。

可能です。

ただし、世帯外の者を扶養している旨の申立書を提出することが必要です。

Q11 領収証の写しは必ず添付しなければなりませんか。

原則として必要です。領収証の金額（領収証が複数ある場合にはそれらの金額の合計）をもって住家の再建に要した費用の総額を求めるためです。

ただし、金融機関への振込依頼書や住宅ローン（金銭消費貸借）契約書などにより確認させていただける場合もありますので、領収証を受け取っていない場合や領収証を紛失してしまった場合などは環境安全課までご相談ください。

Q12 添付すべき書類は、すべて被災者生活再建支援金の申請時に提出しています。同じ書類をまた提出しなければならないのですか。

住民票以外の資料については省力することが可能です。既にご提出いただいた資料で要件を満たしていることを申請窓口で確認させていただきます。申請の際、被災者生活再建支援金の支給決定通知書をご持参いただくと確認がスムーズです。

住民票については、申請日から3か月以内の交付を受けたものをご提出ください。（申請窓口で「住民票交付請求委任状」をお書きいただくことで代えることもできます。）

Q13 住まい再建支援金の交付申請をした後、新たに補修工事を追加して実施した場合、再申請することはできますか。

住まい再建支援金の交付は1回限りとしていますので再申請することはできません。申請時での自己負担額で再建に要した費用の総額を確定させますので、追加工事の予定がある場合にはすべての工事が完了し工事代金を支払ったのちにそれらの領収証を添付して申請してください。（申請期限は令和10年3月31日です。）